

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総 務 部
法務・法人局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

令和元年10月29日

北海道知事 鈴木直道

北海道規則第42号

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則（昭和44年北海道規則第92号）の一部を次のように改正する。

第17条第8項中「第23条第1号」を「第23条第2項第1号」に改める。

別記第20号様式中

申 請 者	(フリガナ)			生 年 月 日	年 月 日 生
	氏 名	(姓)	(名)		
	個人番号				

を

申 請 者	(フリガナ)			生 年 月 日	年 月 日 生
	氏 名	(姓)	(名)		
	住 所				
	電話番号	()	-		
個人番号					

に改め、同様式注意事項中7の事項を8の事項とし、6の事項の次に次の1事項を加える。

7 「家族の連絡先」の欄は、申請者が18歳未満である場合に、申請者の親権を行う者で申請者を現に監護するものの氏名、住所及び連絡先を記入するとともに、「続柄」の欄の該当するものを○で囲んでください。

別記第22号様式中

届出者 (申請者)	(フリガナ)		生 年 月 日	年 月 日 生
	氏 名			
	個人番号			

を

届出者 (申請者)	(フリガナ)		生 年 月 日	年 月 日 生
	氏 名			
	住 所			

目 次

規 則

○精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則
..... (障がい者保健福祉課) 63

訓 令

○北海道職員失業者退職手当支給規程の一部を改正する訓令..... (人事課) 64

告 示

○家畜伝染病検査の命令..... (畜産振興課) 65

○道営土地改良事業変更計画の決定..... (農業施設管理課) 65

○知事権限に係る保安林の指定の解除..... (治山課) 65

○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の解除の予定..... (治山課) 65

○農林水産大臣権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定..... (治山課) 66

○森林法による通知に代える公示 (2件)..... (治山課) 66

○特定調達契約に係る落札者等の公示..... (調達課) 66

総合振興局告示及び振興局告示

○特定調達契約に係る落札者等の公示..... 67

道教育庁教育局告示

○特定調達契約に係る入札の公告 (3件)..... 67

○特定調達契約に係る落札者等の公示..... 71

道公安委員会規則

○北海道公安委員会手数料条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則..... 72

道警察本部告示

○特定調達契約に係る入札の公告..... 72

道方面公安委員会告示

○北海道旭川方面公安委員会公印規程の一部を改正する規程..... 73

規 則

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

個人番号

に改め、同様式注意事項中8の事項を9の事項とし、7の事項の次に次の1事項を加える。

8 再交付申請を行う場合であって、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則第30条第1項第2号に掲げる書類（個人番号カード、運転免許証、旅券等）を提示するときは、「個人番号」の欄の記入を省略することができます。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則別記第20号様式及び別記第22号様式の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この規則による改正後の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則別記第20号様式及び別記第22号様式の規定にかかわらず、当分の間、必要な調整をして使用することを妨げない。

訓

令

北海道訓令第7号

本 庁
出 先 機 関

北海道職員失業者退職手当支給規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和元年10月29日

北海道知事 鈴木直道

北海道職員失業者退職手当支給規程の一部を改正する訓令

北海道職員失業者退職手当支給規程（昭和50年北海道訓令第21号）の一部を次のように改正する。

別記第1号様式（第3面）中

- (2) 地方公務員法第28条第4項の規定による失職（同法第16条第1号に該当する場合に限る。）又はこれに準ずる退職
- (3) 地方公務員法第28条第4項の規定による失職（同法第16条第1号に該当する場合を除く。）又はこれに準ずる退職
- (4) 地方公務員法第28条第1項第2号の規定による免職又はこれに準ずる処分
- (5) 地方公務員法第28条第1項第1号又は第3号の規定による免職若しくはこれに準ずる処分
- (6) 退職勧奨

を

- (2) 地方公務員法第28条第4項の規定による失職又はこれに準ずる退職
- (3) 地方公務員法第28条第1項第2号の規定による免職又はこれに準ずる処分
- (4) 地方公務員法第28条第1項第1号若しくは第3号の規定による免職又はこれに準ずる処分
- (5) 退職勧奨

に改め、同様式末尾欄外の失業者の退職手当受給資格票記載上の注意事項の退職した職員の注意事項中11の事項を12の事項とし、10の事項を11の事項とし、9の事項を10の事項とし、同注意事項8の事項中「7」を「8」に改め、同事項を同注意事項9の事項とし、同注意事項中7の事項を8の事項とし、6の事項を7の事項とし、5の事項を6の事項とし、3の事項の次に次の1事項を加える。

4 基本手当に相当する退職手当の支給を受けることのできる期間は、原則として退職の日の翌日から起算して1年間であること。ただし、当該期間に妊娠、出産、育児、疾病又は負傷等の理由で引き続き30日以上職業に就くことができない者については、知事が定める期限までに任命権者に申し出ることにより、これらの理由により職業に就くことができない日数を1年に加算した期間（その加算された期間が4年を超える場合には、4年間）となること。

別記第2号様式（第2面）中

- 退職事由
 - (1) 地方公務員法第28条第4項の規定による失職（同法第16条第1号に該当する場合に限る。）又はこれに準ずる退職
 - (2) 地方公務員法第28条第1項第2号の規定による免職又はこれに準ずる退職
 - (3) 退職勧奨
 - 4 職場における事情に起因する退職
 - (1) 勤務していた公署の移転により通勤困難となったため

を

- 退職事由
 - (1) 地方公務員法第28条第1項第2号の規定による免職又はこれに準ずる退職
 - (2) 退職勧奨
 - 4 職場における事情に起因する退職
 - (1) 勤務していた公署の移転により通勤困難となったため

に改

める。

附 則

（施行期日）

1 この訓令は、令和元年12月14日から施行する。ただし、別記第1号様式末尾欄外の失業

者の退職手当受給資格票記載上の注意事項の退職した職員の注意事項の改正規定並びに次項及び附則第3項の規定は、同年10月29日から施行する。

(経過措置)

- この訓令(前項ただし書に規定する改正規定については、当該改正規定。以下同じ。)の施行前に交付したこの訓令による改正前の北海道職員失業者退職手当支給規程別記第1号様式による失業者の退職手当受給資格票は、この訓令による改正後の北海道職員失業者退職手当支給規程別記第1号様式による失業者の退職手当受給資格票とみなす。
- この訓令の施行の際現にこの訓令による改正前の北海道職員失業者退職手当支給規程別記第1号様式又は別記第2号様式の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この訓令による改正後の北海道職員失業者退職手当支給規程別記第1号様式及び別記第2号様式の規定にかかわらず、当分の間、必要な調整をして使用することを妨げない。

告 示

北海道告示第713号

家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第5条第1項の規定により、次のとおり当該家畜の所有者に対し、当該家畜について、家畜伝染病の予防のための検査を受けることを命ずる。

令和元年10月29日

北海道知事 鈴木直道

- 実施の目的
牛のヨーネ病の発生予防のため
- 実施する区域の市町村名及び実施の期日
実施する区域の 実 施 の 期 日
市 町 村 名 (当該期間において所轄家畜保健衛生所長の定める日)
本 別 町 令和元年11月11日から同年12月13日まで
- 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
実施する区域内で種付けの用に供する雄牛。ただし、家畜伝染病予防法に基づく牛のヨーネ病のまん延防止のための措置を講じている農場に飼養されているものを除く。
- 実施の方法
(1) 検査は、所轄家畜保健衛生所長が指定する日時及び場所で家畜防疫員が行う。
(2) 検査は、家畜伝染病予防法施行規則第9条に定める方法による。

北海道告示第714号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第88条第1項の規定により、道営土地改良(清水松

沢地区(農業用排水施設、農業用道路、暗渠排水、区画整理、除^{きよ}礫)事業の土地改良事業変更計画を定めた。

その関係書類は、北海道十勝総合振興局に備え置いて、令和元年10月30日から20日間、一般の縦覧に供する。

令和元年10月29日

北海道知事 鈴木直道

北海道告示第715号

森林法(昭和26年法律第249号)第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和元年10月29日

北海道知事 鈴木直道

- 解除に係る保安林の所在場所 山越郡長万部町字豊津278の1(次の図に示す部分に限る。)
- 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 解除の理由 鉄道用地とするため
(「次の図」は、省略し、その図面を北海道渡島総合振興局産業振興部林務課及び長万部町役場に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第716号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定による通知があった。

令和元年10月29日

北海道知事 鈴木直道

- (1) 解除予定保安林の所在場所 空知郡上富良野町(国有林。次の図に示す部分に限る。)
- (2) 保安林として指定された目的 水源の^{かん}涵養
- (3) 解除の理由 道路用地とするため
- (1) 解除予定保安林の所在場所 空知郡上富良野町(国有林。次の図に示す部分に限る。)
- (2) 保安林として指定された目的 公衆の保健
- (3) 解除の理由 道路用地とするため
(「次の図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部林務局治山課及び上富良野町役場に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第717号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定による通知があった。

令和元年10月29日

北海道知事 鈴木直道

- 1 指定施業要件変更予定保安林 久遠郡せたな町（次の図に示す部分に限る。）
の所在場所
- 2 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部林務局治山課及びせたな町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第718号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2の規定による保安林の指定施業要件の変更の予定の通知に係る次の者の所在が不明なので、同法第189条の規定により、その通知の内容を函館市役所の掲示場に掲示した。

令和元年10月29日

北海道知事 鈴木直道

- 1 通知の内容 令和元年北海道告示第653号
- 2 所在が不明な者 杉谷 千鶴子、澁田 悠、工藤 亀吉

北海道告示第719号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第33条第3項の規定による保安林の指定施業要件の変更の通知に係る次の者の所在が不明なので、同法第189条の規定により、その通知の内容を増毛町役場の掲示場に掲示した。

令和元年10月29日

北海道知事 鈴木直道

- 1 通知の内容 令和元年農林水産省告示第1116号

- 2 所在が不明な者 柏谷 慎一、櫛引 賢人、工藤 國夫

北海道告示第720号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

令和元年10月29日

北海道知事 鈴木直道

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
 - (1) 移動式書庫ほか全5点
 - (2) 会議用テーブルほか全12点
 - (3) 応接セットほか全41点
 - (4) 応接セットほか全71点
- 2 落札を決定した日
令和元年10月10日
- 3 落札者の氏名及び住所
 - (1) 1の(1)及び(2)
ア 氏名 株式会社ホクユーサプライ
イ 住所 札幌市白石区南郷通14丁目南7番17号
 - (2) 1の(3)
ア 氏名 株式会社ウチダシステムズ
イ 住所 東京都中央区新川1丁目21番2号
 - (3) 1の(4)
ア 氏名 株式会社北海道職員厚済会
イ 住所 札幌市中央区北3条西7丁目1番地
- 4 落札金額
 - (1) 37,664,000円
 - (2) 50,792,390円
 - (3) 78,022,362円
 - (4) 31,053,000円
- 5 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 6 一般競争入札の公告
令和元年8月27日付け北海道告示第579号
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
 - (1) 名称 北海道出納局会計管理室調達課
 - (2) 所在地 札幌市中央区北3条西7丁目

総合振興局告示及び振興局告示

北海道上川総合振興局告示第1007号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

令和元年10月29日

北海道上川総合振興局長 佐藤 卓也

1 落札に係る物品等の名称及び数量

- (1) A重油（富良野地区）（1リットル当たりの単価） 10,100リットル
- (2) A重油（士別地区）（1リットル当たりの単価） 15,200リットル

2 調達をする物品等の仕様等

JIS規格 1種2号

3 落札を決定した日

令和元年9月30日

4 落札者の氏名及び住所

(1) 1の(1)

ア 氏名 日下石油倉庫株式会社
イ 住所 富良野市若葉町2番20号

(2) 1の(2)

ア 氏名 茂田石油株式会社
イ 住所 旭川市住吉4条2丁目8番13号

5 落札金額

- (1) 69.6円
- (2) 72.4円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 一般競争入札の公告

令和元年9月3日付け北海道上川総合振興局告示第1004号

8 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名称 北海道上川総合振興局総務課
- (2) 所在地 旭川市永山6条19丁目1番1号

道教育庁教育局告示

北海道教育庁石狩教育局告示第32号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

令和元年10月29日

北海道教育庁石狩教育局長 堀本 厚

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称及び数量

ア 調達をする物品等の名称 学習用システムパーソナルコンピュータの賃貸借（北海道札幌南高等学校）一式（1月当たりの単価）

イ 調達予定数量 43台分

(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。

(3) 納入期限 令和2年2月3日（月）

(4) 契約期間 令和2年2月3日から令和4年3月31日まで

なお、この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約であるので、この契約に要する経費の歳入歳出予算の減額又は削除があった場合には、この契約を解除することができる旨の特約を付している。

(5) 納入場所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1) 平成30年北海道告示第721号に規定する物品の賃貸借の資格を有すること。

(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。

(4) 当該調達をする物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。

(5) 当該調達をする物品に関し、要求仕様書に記載の要件等を満たしていることを証明した者であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

(1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)及び(5)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 令和元年10月29日（火）から同年11月15日（金）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時ま

- で
- イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。
- ウ 申請書類の提出先 郵便番号 060-8549 札幌市中央区北3条西7丁目
北海道教育庁石狩教育局道立学校運営支援室
- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。
- 4 契約条項を示す場所
北海道教育庁石狩教育局道立学校運営支援室
- 5 入札執行の場所及び日時
- (1) 入札場所 札幌市中央区北3条西7丁目 北海道庁別館西棟3階1号会議室（送付による場合は、郵便番号 060-8549 札幌市中央区北3条西7丁目 北海道教育庁石狩教育局道立学校運営支援室）
- (2) 入札日時 令和元年11月28日（木）午前10時（送付による場合は、同月27日（水）午後4時まで）に必着
- (3) 開札場所 (1)に同じ。
- (4) 開札日時 (2)に同じ。
- 6 入札保証金
平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。
- 7 入札説明書の交付に関する事項
- (1) 交付場所 4に同じ。
- (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。
また、北海道教育庁石狩教育局のホームページ（<http://www.dokyoj.pref.hokkaido.lg.jp/hk/ikk>）においてダウンロードすることができる。
- 8 一連の調達契約に関する事項
- (1) この契約による調達後において調達が予定される物品等の名称、数量及びその入札の公告の予定時期
- ア 名称及び数量
学習用システムパーソナルコンピュータの賃貸借 320台 一式
- イ 予定時期 令和2年1月頃（入札期日の前日から起算して24日前までに公告する。）
- (2) この契約を含む一連の調達契約のうちの最初の契約に係る入札の公告
平成31年4月12日付け北海道教育庁石狩教育局告示第51号
- 9 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

- 落札者の決定方法は次によることとし、契約書の作成は要する。
北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）第151条第1項の規定により定めた予定価格（1月当たりの単価）の制限の範囲内で最低の価格（1月当たりの単価）をもって入札（有効な入札に限る。）をした者を落札者とする。
- 10 落札者と契約の締結を行わない場合
落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。
- 11 その他
平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(3)、(5)、(8)、(11)、(12)及び(14)から(16)までによるほか、次による。
契約に関する事務を担当する組織
- (1) 名称 北海道教育庁石狩教育局道立学校運営支援室
- (2) 所在地 郵便番号 060-8549 札幌市中央区北3条西7丁目
- (3) 電話番号 011-204-5872
- 12 Summary
- A Nature and quantity of the products to be procured : Lease of Personal Computer (Hokkaido Sapporo Minami High School) 43 sets
- B Bid tendering date and time : 10 : 00 A.M., November 28, 2019
(If mailed, bids must arrive no later than 4 : 00 P.M., November 27, 2019)
- C Contact : Office of Prefectural School Spending Management, Ishikari District Bureau of Education, Hokkaido Office of Education, Kita 3-jo Nishi 7-chome, Chuo-ku, Sapporo 060-8549 Japan
Phone : 011-204-5872

北海道教育庁石狩教育局告示第33号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。
なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。
令和元年10月29日

北海道教育庁石狩教育局長 堀 本 厚

- 1 入札に付する事項
- (1) 調達をする物品等の名称及び数量
- ア 調達をする物品等の名称 学習用システムパーソナルコンピュータの賃貸借（北海道千歳高等学校総合実践装置）一式（1月当たりの単価）
- イ 調達予定数量 44台分

- (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。
- (3) 納入期限 令和2年3月2日(月)
- (4) 契約期間 令和2年3月2日から令和8年2月27日まで
 なお、この契約は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の3に規定する長期継続契約であるので、この契約に要する経費の歳入歳出予算の減額又は削除があった場合には、この契約を解除することができる旨の特約を付している。

(5) 納入場所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 平成30年北海道告示第721号に規定する物品の賃貸借の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
- (4) 当該調達をする物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。
- (5) 当該調達をする物品に関し、要求仕様書に記載の要件等を満たしていることを証明した者であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

- (1) この入札は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)及び(5)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 令和元年10月29日(火)から同年11月15日(金)まで(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)の毎日午前9時から午後5時まで

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 060-8549 札幌市中央区北3条西7丁目
 北海道教育庁石狩教育局道立学校運営支援室

- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道教育庁石狩教育局道立学校運営支援室

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 札幌市中央区北3条西7丁目 北海道庁別館西棟3階1号会議室(送付による場合は、郵便番号 060-8549 札幌市中央区北3条西7丁目 北海道教育庁石狩教育局道立学校運営支援室)

(2) 入札日時 令和元年11月28日(木)午前11時(送付による場合は、同月27日(水)午後4時まで)に必着)

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

7 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所 4に同じ。

(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

また、北海道教育庁石狩教育局のホームページ(<http://www.dokyojoi.pref.hokkaido.lg.jp/hk/ikk>)においてダウンロードすることができる。

8 一連の調達契約に関する事項

- (1) この契約による調達後において調達が予定される物品等の名称、数量及びその入札の公告の予定時期

ア 名称及び数量

学習用システムパーソナルコンピュータの賃貸借 320台 一式

イ 予定時期 令和2年1月頃(入札期日の前日から起算して24日前までに公告する。)

- (2) この契約を含む一連の調達契約のうちの最初の契約に係る入札の公告

平成31年4月12日付け北海道教育庁石狩教育局告示第51号

9 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

落札者の決定方法は次によることとし、契約書の作成は要する。

北海道財務規則(昭和45年北海道規則第30号)第151条第1項の規定により定めた予定価格(1月当たりの単価)の制限の範囲内で最低の価格(1月当たりの単価)をもって入札(有効な入札に限る。)をした者を落札者とする。

10 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

11 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(3)、(5)、(8)、(11)、(12)及び(14)から(16)までによるほ

か、次による。

契約に関する事務を担当する組織

- (1) 名 称 北海道教育庁石狩教育局道立学校運営支援室
(2) 所 在 地 郵便番号 060-8549 札幌市中央区北3条西7丁目
(3) 電 話 番 号 011-204-5872

12 Summary

- A Nature and quantity of the products to be procured : Lease of Personal Computer (Hokkaido Chitose High School) 44 sets
B Bid tendering date and time : 11 : 00 A.M., November 28, 2019
(If mailed, bids must arrive no later than 4 : 00 P.M., November 27, 2019)
C Contact : Office of Prefectural School Spending Management, Ishikari District Bureau of Education, Hokkaido Office of Education, Kita 3-jo Nishi 7-chome, Chuo-ku, Sapporo 060-8549 Japan
Phone : 011-204-5872

北海道教育庁日高教育局告示第28号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達には、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

令和元年10月29日

北海道教育庁日高教育局長 波 岸 克 泰

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称及び数量

ア 調達をする物品等の名称 北海道浦河高等学校教育用パーソナルコンピュータ及び周辺機器 一式

イ 調達予定数量 42台分

(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。

(3) 納 入 期 限 令和2年1月14日（火）

(4) 契 約 期 間 令和2年1月14日から令和7年1月13日まで

なお、この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約であるので、この契約に要する経費の歳入歳出予算の減額又は削除があった場合には、この契約を解除することができる旨の特約を付している。

(5) 納 入 場 所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 平成30年北海道告示第721号に規定する物品の賃貸借の資格を有すること。
(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
(3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
(4) 当該調達をする物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。
(5) 当該調達をする物品に関し、要求仕様書に記載の要件等を満たしていることを証明した者であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、あらかじめ定めるところにより、2の(4)及び(5)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申 請 の 時 期 令和元年10月29日（火）から同年11月15日（金）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

イ 申 請 の 方 法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 057-8588 浦河郡浦河町栄丘東通56号
北海道教育庁日高教育局道立学校運営支援室

- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道教育庁日高教育局道立学校運営支援室

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入 札 場 所 浦河郡浦河町栄丘東通56号 北海道日高合同庁舎2階201号会議室（送付による場合は、郵便番号 057-8588 浦河郡浦河町栄丘東通56号 北海道教育庁日高教育局道立学校運営支援室）

(2) 入 札 日 時 令和元年11月22日（金）午前10時（送付による場合は、同月21日（木）午後4時までに必着）

(3) 開 札 場 所 (1)に同じ。

(4) 開 札 日 時 (2)に同じ。

6 入 札 保 証 金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

7 入札説明書の交付に関する事項

- (1) 交 付 場 所 4に同じ。
- (2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。

また、北海道教育庁日高教育局のホームページ（<http://www.dokyoj.pref.lg.jp/hk/hdk/>）においてダウンロードすることができる。

8 一連の調達契約に関する事項

この契約を含む一連の調達契約のうちの最初の契約に係る入札の公告
令和元年8月6日付け北海道教育庁日高教育局告示第24号

9 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

落札者の決定方法は次によることとし、契約書の作成は要する。

北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）第151条第1項の規定により定めた予定価格（1月当たりの単価）の制限の範囲内で最低の価格（1月当たりの単価）をもって入札（有効な入札に限る。）をした者を落札者とする。

10 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

11 そ の 他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(3)、(5)、(8)、(11)、(12)及び(14)から(16)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織

- (1) 名 称 北海道教育庁日高教育局道立学校運営支援室
- (2) 所 在 地 郵便番号 057-8558 浦河郡浦河町栄丘東通56号
- (3) 電 話 番 号 0146-22-9485

12 Summary

- A Nature and quantity of the products to be procured : Lease of Personal Computer (Hokkaido Urakawa High School) 42 sets
- B Bid tendering date and time : 10 : 00 A.M., November 22, 2019
(If mailed, bids must arrive no later than 4 : 00 P.M., November 21, 2019)
- C Contact : Office of Prefectural School Spending Management, Hidaka District Bureau of Education, Hokkaido Office of Education, Sakaeoka-Higashidoori 56, Urakawa-cho, Urakawa-gun, Hokkaido 057-8558 Japan
Phone : 0146-22-9485

北海道教育庁十勝教育局告示第14号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

令和元年10月29日

北海道教育庁十勝教育局長 大 橋 則 之

1 落札に係る物品等の名称及び数量

- | | |
|---------------------------|------------|
| (1) A重油その1（1リットル当たりの単価） | 63,000リットル |
| (2) A重油その2（1リットル当たりの単価） | 39,000リットル |
| (3) A重油その3（1リットル当たりの単価） | 42,000リットル |
| (4) A重油その4（1リットル当たりの単価） | 58,000リットル |
| (5) A重油その5（1リットル当たりの単価） | 52,000リットル |
| (6) A重油その6（1リットル当たりの単価） | 19,000リットル |
| (7) A重油その7（1リットル当たりの単価） | 16,000リットル |
| (8) A重油その8（1リットル当たりの単価） | 65,000リットル |
| (9) A重油その9（1リットル当たりの単価） | 29,000リットル |
| (10) A重油その10（1リットル当たりの単価） | 27,000リットル |
| (11) A重油その11（1リットル当たりの単価） | 23,000リットル |
| (12) A重油その12（1リットル当たりの単価） | 27,000リットル |
| (13) A重油その13（1リットル当たりの単価） | 28,000リットル |
| (14) A重油その14（1リットル当たりの単価） | 45,000リットル |
| (15) A重油その15（1リットル当たりの単価） | 28,000リットル |
| (16) A重油その16（1リットル当たりの単価） | 25,000リットル |

2 落札を決定した日

令和元年10月18日

3 落札者の氏名及び住所

- (1) 1の(1)、(2)、(4)、(5)及び(15)
ア 氏 名 Y S ヤマシヨウ株式会社
イ 住 所 帯広市西1条南3丁目10番地2
- (2) 1の(3)、(7)及び(16)
ア 氏 名 三洋興熱株式会社
イ 住 所 帯広市西8条南7丁目1番地
- (3) 1の(6)及び(10)
ア 氏 名 株式会社晃陽燃料
イ 住 所 帯広市東5条南21丁目1番地9
- (4) 1の(8)
ア 氏 名 北海道エネルギー株式会社

- イ 住 所 札幌市中央区北1条東3丁目3番地
- (5) 1の(9)及び(12)から(14)まで
 - ア 氏 名 株式会社J Aサービス帯広かわにし
 - イ 住 所 帯広市川西町西2線61番地
- (6) 1の(11)
 - ア 氏 名 廣尾協同石油株式会社
 - イ 住 所 広尾郡広尾町会所前2丁目築港埋立地

4 落札金額

- (1) 58.70円
- (2) 58.90円
- (3) 58.90円
- (4) 59.00円
- (5) 58.90円
- (6) 67.20円
- (7) 63.70円
- (8) 59.50円
- (9) 59.00円
- (10) 65.70円
- (11) 67.80円
- (12) 59.00円
- (13) 59.00円
- (14) 59.00円
- (15) 58.80円
- (16) 61.70円

5 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

6 一般競争入札の公告

令和元年9月27日付け北海道教育庁十勝教育局告示第11号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名 称 北海道教育庁十勝教育局道立学校運営支援室
- (2) 所在地 帯広市東3条南3丁目

道 公 安 委 員 会 規 則

北海道公安委員会手数料条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布

する。

令和元年10月29日

北海道公安委員会委員長 小 林 ヒサヨ

北海道公安委員会規則第11号

北海道公安委員会手数料条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則
北海道公安委員会手数料条例の一部を改正する条例（令和元年北海道条例第32号）の施行期日は、令和元年12月1日とする。

道 警 察 本 部 告 示

北海道警察本部告示第481号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

令和元年10月29日

北海道警察本部長 山 岸 直 人

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称及び数量

ア インクカートリッジ（ブラック）	501個
イ インクカートリッジ（シアン）	459個
ウ インクカートリッジ（マゼンタ）	474個
エ インクカートリッジ（イエロー）	531個
オ インクカートリッジ（ライトシアン）	463個
カ インクカートリッジ（ライトマゼンタ）	521個
キ 連続写真用紙（2ロール入）	1,203箱

(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。

(3) 納 入 期 日 令和2年1月31日（金）

(4) 納 入 場 所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 平成30年北海道告示第721号に規定する物品の購入の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
- (4) 当該調達をする物品に関し、仕様を満たす製品の供給が可能であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

(1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 令和元年10月29日（火）から同年11月25日（月）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 060-8520 札幌市中央区北2条西7丁目
北海道警察本部総務部会計課

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道警察本部総務部会計課

5 入札書の提出等

(1) 入札書提出場所 札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部総務部会計課
（送付による場合は、郵便番号 060-8520 札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部総務部会計課）

(2) 入札受付期間 令和元年11月28日（木）から同年12月2日（月）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで及び開札日の午前9時から午前12時まで（送付による場合は、当該入札受付期間の最終日時までに必着）

(3) 開札場所 札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部1階入札会場

(4) 開札日時 令和元年12月3日（火）午後1時50分

6 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

7 一連の調達契約に関する事項

この契約を含む一連の調達契約のうちの最初の契約に係る入札の公告
平成31年4月19日付け北海道警察本部告示第177号

8 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所 4に同じ。

(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

なお、北海道警察のホームページ（<https://www.police.pref.hokkaido.lg.jp/>）においてダウンロードすることができる。

hokkaido.lg.jp/）においてダウンロードすることができる。

9 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

平成16年北海道告示第448号の2の(2)のア及び3の(1)による。

10 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

11 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(3)、(5)、(8)、(11)、(12)及び(14)から(16)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織

(1) 名称 北海道警察本部総務部会計課

(2) 所在地 郵便番号 060-8520 札幌市中央区北2条西7丁目

(3) 電話番号 011-251-0110 内線 2238

12 Summary

A Nature and quantity of the products to be procured :

a Ink cartridge (black), 501 pieces

b Ink cartridge (cyan), 459 pieces

c Ink cartridge (magenta), 474 pieces

d Ink cartridge (yellow), 531 pieces

e Ink cartridge (lightcyan), 463 pieces

f Ink cartridge (lightmagenta), 521 pieces

g Continuous photo paper (In 2 rolls), 1,203 boxes

B Bid tendering date and time : 12 : 00 A.M., December 3, 2019

C Contact : Finance Division, General Affairs Department, Hokkaido Prefectural Police
Headquarters, Kita 2-jo Nishi 7-chome, Chuo-ku, Sapporo 060-8520 Japan

Phone : 011-251-0110 Extension 2238

道方面公安委員会告示

北海道旭川方面公安委員会告示第52号

北海道旭川方面公安委員会公印規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和元年10月29日

北海道旭川方面公安委員会委員長 増田 雅 俊

北海道旭川方面公安委員会公印規程の一部を改正する規程

北海道旭川方面公安委員会公印規程（昭和54年北海道旭川方面公安委員会告示第28号）の

一部を次のように改正する。

別表専用公印の部北海道旭川方面公安委員会印の項中「運転免許証の押印」を「運転免許証及び運転経歴証明書の押印」に改める。

附 則

この規程は、令和元年10月29日から施行する。
